

一般社団法人日本の伝統を守る会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本の伝統を守る会(英語名Matsuda Institute for the Preservation of Japanese Tradition)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(公告方法)

第3条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、21世紀を生きていく私たちの子々孫々に有史以来先祖が築き上げてきたこれまでの素晴らしい「日本」の心の文化、伝統を継承させていくことを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本の伝統文化を保存継承するために必要な調査研究、法制度やその対策等の提言・啓蒙運動
- (2) 日本の伝統芸能の振興、日本の古典や日本の歴史の啓蒙活動
- (3) 日本が世界に誇るべき伝統工芸品の啓蒙普及、もの作り技能の伝承支援、その活動を通じた国際交流
- (4) 古来の街道、鉄道交通の駅によって培われた地域の伝統文化の再生、保存
- (5) 日本の精神文化を支える学者、研究者、運動家等の顕彰
- (6) 前各号の事業活動を行う団体の支援等
- (7) 前各号の事業に附帯又は関連する事業

2 この法人は、前項の事業を日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員の種別は、次のとおりとする。

個人会員	この法人の目的・事業に賛同し、所定の会費を納める個人並びに理事会の推薦を受けた個人
------	---

- 法人・団体会員 この法人の目的・事業に賛同し、所定の会費を納める法人並びに団体
- 特別会員 この法人の目的・事業に賛同し、相当な援助を申し出られた個人・団体等
- 名誉会員 この法人の名誉の象徴としてふさわしい者又はこの法人に功労があった者で、会長が推薦した個人

- 2 個人会員及び法人・団体会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の義務)

第7条 前条に定める会員は、この法人の活動に関して、この法人の総会の決議に従う義務を有する。

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、会長又は理事長の承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 個人会員及び法人・団体会員は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、理事会の推薦を受けた個人会員に対しては会費を免除することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一つに該当する場合には会員たる資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判があったとき
- (3) 会費を納入せず、督促後なお会費を一年以上納入しないとき
- (4) 死亡し、又は失そう宣告を受けたとき、若しくは会員である法人又は団体が解散したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) その他公序良俗に反する行為等により処罰されたとき

(退会)

第11条 会員は、会長宛に退会届を提出して任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一つに該当するときは、会員総会の特別決議により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失に伴う権利義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、以降の義務を免れる。個人会員および法人・団体会員については、一般

法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

- 2 会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 会員総会

(種類)

第14条 この法人の会員総会は、第6条第2項の社員たる会員をもって構成し、定時総会と臨時総会の2種類とする。

- 2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 会員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において会員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、この定款及び法令に規定する事項

(開催)

第16条 定時会員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会員総会を招集するときは、日時、場所、総会の目的である事項を記載した書面により、会日の1週間前までに通知する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに通知するものとする。

(議長)

第18条 定時会員総会の議長は会長とし、臨時会員総会の議長は、その都度出席した会員の中から選出する。

(決議)

第19条 会員総会の決議は、出席した会員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合、議長は前段の議決に加わることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他一般法人法で定められた事項

(書面事項)

第20条 会員は、予め通知された総会の議案について、事前に書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

- 2 前項のほか、会員は、書面をもって、総会における議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。
- 3 前2項の場合における第19条の規定の適用については、当該会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、出席理事の中から議事録署名人2人以上を指定し、その者が署名若しくは記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(種類)

第22条 この法人には、次の役員を置く。

理事 3名以上30名以内

監事 2名以内

(選出)

第23条 理事及び監事は、会員の中から会員総会の決議により選任する。ただし、必要あるときは、会員以外から選任することができる。

- 2 理事会の決議により、理事の中から会長1名、理事長1名、副理事長1名、副会長若干名及び常務理事若干名を定める。
- 3 理事会の決議により、理事の中からこの法人の名誉の象徴としてふさわしい者又はこの法人に対して特別の功労があった者を名誉会長として定めることができる。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

- 2 名誉会長は、この法人の名誉の象徴としてふさわしい者がその任にあたる。
- 3 会長、理事長及び副理事長はこの法人を代表し業務を執行する。
- 4 副会長は会長を補佐し、主として対外的な業務を執行する。
- 5 理事長及び副理事長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職を代行する。
- 6 常務理事は、代表理事を補佐してこの法人の業務を執行する。
- 7 代表理事は、任期満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに代表理事が

選任される間は、引続きその職務を行うものとする。

- 8 会長、理事長及び副理事長をして一般法人法上の代表理事とし、常務理事をして同法上の業務執行理事とする。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の遂行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、任期満了又は辞任により退任した後も、第22条に定める定数を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(相談役、顧問及び参与)

第28条 この法人は、相談役、顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 相談役、顧問及び参与は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 相談役、顧問及び参与は、重要な事項について代表理事の諮問に応ずる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受け取る財産上の利益は、会員総会の決議をもって定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人は、理事会を置く。理事会は、すべての理事により構成される。

(権限)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事、名誉会長、副会長及び常務理事の選定並びに解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事長又は副理事長若しくは理事が招集する。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

3 理事会は、年2回以上開催する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事長又は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、議長がこれを決するが、この場合、議長は前段の議決に加わることにはできない。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事が提案した決議事項について、理事(当該事項につき議決に加わることができる理事に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席代表理事及び出席監事が署名若しくは記名押印しなければならない。

第7章 諮問委員会

(諮問委員会の設置)

第37条 この法人は、諮問委員会を置く。

(諮問委員の員数・選任)

第38条 諮問委員は、100名以内とし、会員の中から理事会において選任する。ただし、必要あるときは、会員以外から選任することができる。

(諮問委員の職務)

第39条 諮問委員は、諮問委員会を組織し、理事会の諮問に応じてこの法人の運営に関する事項を理事会に答申する。

2 諮問委員は、議長1名及び副議長2名以内を互選する。

(諮問委員会の招集)

第40条 諮問委員会は、議長が招集する。議長が欠けたとき又は議長に事故あるときは、副議長が招集する。

2 諮問委員会は必要のあるときに開催する。

(諮問委員会の決議)

第41条 諮問委員会の決議は、出席した諮問委員の過半数でこれを決する。

(諮問委員会の議事録)

第42条 諮問委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録には議長及び諮問委員会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第8章 基金

(基金の拠出)

第43条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般法人法の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 計算

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始前までに会長が作成し、理事会の承認を経て定時会員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、会員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入と支出は、新たに成立した予算の収入と支出とみなす。

4 この法人は、剰余金の分配をすることができないものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に次の各号に記載の書類を会長が作成し、監事の監査及び理事会の承認を得たのち、会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を得なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属書類

(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属書類
- 2 この法人は、法令の定めに基づき、前項の書類を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。
- 3 この法人は、第1項の会員総会終了後直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

第10章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

第47条 この法人の定款は、会員総会の決議により変更することができる。

- 2 前項の決議は、総会員数の3分の2以上の多数をもって行う。

(解散)

第48条 この法人は、一般法人法に規定する事由及び会員総会の決議により解散する。

- 2 前項の決議は、総会員数の3分の2以上の多数をもって行う。
- 3 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、会員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第49条 この法人は、この法人の事業を実施し事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会において業務執行理事の中から選定する。
- 4 事務局長は、理事長の命により、事務局を統轄する。
- 5 職員は、有給とする。
- 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則(抜粋)

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第51条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上